

石垣市立学校施設の営利目的使用に関する基本的な考え方

令和7年9月30日

石垣市教育長決裁

石垣市立学校施設の使用に関する規則（昭和48年石垣市教育委員会規則第17号）第6条第3号の規定について、以下に基本的な考え方を示し、これに基づいて運用を行うものとする。

（使用許可の制限）

第6条 校長は、次の各号の一に該当する場合は、学校施設の使用を許可しない。

- （1）学校教育上支障があるとき。
- （2）公安を害し、風俗をみだしその他公共の福祉に反するおそれがあるとき。
- （3）もっぱら私的営利を目的とするとき。
- （4）特定の政党の利害に関すること又は特定の政党、候補者の選挙運動とみなされるとき。
- （5）学校施設の管理上支障があるとき。

《考え方》

「もっぱら私的営利を目的とするとき」とは、以下に掲げるものをいう。

営利目的使用の確認の際は、必要に応じて収支予算書等の提出を求めるものとする。

- 1 塾や教室など、月謝やその類を徴収してレッスン等を提供する行為
- 2 物品、不動産等の販売、買取、商談などビジネス目的の行為
- 3 その他金銭的な利益の追求を目的とする行為

これは、石垣市教育長決裁日から運用する。